

公益財団法人新潟県スキー連盟 役・職員等の旅費規程

(目的)

第1条 定款第11条に規定する評議員及び第24条に規定する役員、第40条に規定する専門委員、第41条に規定する職員(以下、「役員等という。」)が、法人の用務のためその求めに応じて出席、あるいは参加した場合に支給する旅費については、この規程の定めるところによる。

(旅程の算出)

第2条 旅程は、居住地又は学校等をその起点及び終点とする。

(旅費の種類と支給)

第3条 旅費は、鉄道賃、車賃、船賃、航空費、日当、宿泊料とし、その額は次のとおりとする。

(1) 鉄道賃

普通旅客運賃実費とする。但し片道50キロメートル以上の旅行には急行料金を、200キロメートル以上の旅行には特別急行料金の実費を支給する。

(2) 車賃

ア. 公共交通機関(バス等)を利用して旅行する場合は、旅客運賃実費とする。

イ. 自家用車を使用して旅行する場合は、1キロメートル当たり(1キロメートル未満の端数は切り捨て)22円を支給する。

ハ. 自家用車利用で、片道50キロメートル以上の旅程の場合は、高速自動車の利用を可とし高速料金を支給する。

(3) 船賃

ア. 船賃は、運賃の等級を設ける船舶による旅行の場合には中級料金の運賃とする。

イ. 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃とする。

(4) 航空賃

航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。

(5) 日当、宿泊料

ア. 日当、宿泊費は下表のとおりとする。

区分	日 当 1泊につき	車 中 泊 1泊につき	宿 泊 料 1泊につき
県 外	3,000円	3,000円	10,000円
県 内	3,000円		8,000円

イ. ナショナルデモンストレーターの日当は、実技講習会のみ10,000円とする。

(宿泊費の特例)

第4条 役員等が研修又は選手強化合宿・講習等で宿泊するときは、特別な事情がある場合を除き、法人が指定する宿泊施設に宿泊する場合はその実費とする。

(支給方法)

第5条 支給は、法人が招集する会議等は当日支給するものとし、その他は、請求のあった後速やかに支給するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟県スキー連盟の設立の登記の日(平成25年8月30日)から施行する。